

## 別紙

## 宅地建物取引業者に対する行政処分について

令和5年10月5日

東京都住宅政策本部民間住宅部不動産課

被 処 分 者	商号	株式会社フライングブリッジ
	代表者	森 富美子（もり とみこ）
	主たる事務所	東京都墨田区両国四丁目1番3号
	免許年月日	令和3年1月27日 （当初免許年月日 平成18年1月27日）
	免許証番号	東京都知事（4）第85473号
聴聞年月日	令和5年8月17日	
処分内容	宅地建物取引業務の全部停止60日間	
業務停止期間	令和5年10月19日から同年12月17日まで	
適用法条項	宅地建物取引業法第65条第2項第5号（業務の停止）	
事 実 関 係	<p>被処分者は、下記のとおり、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）違反があった。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>被処分者が、マンション建設用地として東京都墨田区所在の一団の土地（以下「計画地」という。）の購入を計画するA社から依頼を受けた。計画地の買取り交渉を行う過程において、被処分者の従業者（以下「従業者」という。）は、計画地内の土地を所有するB氏がA社以外の者に売却することにより計画地の購入計画が破綻することを防ぐため、令和2年6月、この売却を阻止する目的で、A社に無断で、B氏所有の土地に対する仮差押命令を申し立て、同年8月、B氏への損害賠償請求訴訟を提訴した。本件申立て及び訴訟の提起に当たり、裁判所への証拠資料として、同じく計画地内の土地を所有するC社の名義を冒用して売主をC社、買主をA社とする架空の売買契約の契約書等を偽造した。</p> <p>被処分者は、依頼された計画地の買取り交渉の過程において、従業者に対し宅地建物取引業者としてなすべき管理監督を怠り、従業者による不正行為を見逃すなど宅地建物取引業に関し不正又は著しく不当な行為を行った。</p> <p>このことは法第65条第2項第5号に該当する。</p>	